

平成28年度 担い手育成基金助成事業の概要（抜粋）

1 新規就農者研修支援事業	
目的・内容	(目 的) 新規就農希望者（以下「実践研修生」という。）の円滑な就農のための研修を促進するため、研修を受け入れる経営体（以下「受入経営体」という。）に研修等に必要な経費を支援する。 (内 容) 受入経営体での実践研修生の指導に係る経費（6ヶ月以上2年以内）の助成
助成額	3千円/日人（実践研修生1名あたり最大5万円/月以内） ただし、H28年度以降の新規採択については1.5千円/日人（実践研修生1名あたり最大2.5万円/月以内）
対象者	(1) 受入経営体は、岩手県が定めた「新規就農者受入実践研修実施要領（以下「県実施要領」という。）」第2の規定により登録されていること。 ただし、青年就農給付金（準備型）を受給する研修生の受入経営体 及び「農の雇用事業」の実施経営体を除く。 (2) 実践研修生は、次の要件を全て満たしていること。 ア 研修開始時の年齢が55歳以下である者。 イ 受入経営体で6ヶ月以上の研修を行うこと。 ウ 県実施要領第5の規定による就農プランが作成されている者。 エ 受入経営体が親族（三親等以内）でないこと。
実施年度	H26～H31 (ただし、事業採択はH29まで)
2 新規就農者研修体制強化事業	
目的・内容	(目 的) 青年就農給付金（準備型）を受給する新規就農希望者（以下「受給研修生」という。）の就農のための研修を促進するため、研修を受け入れる経営体（以下「受入経営体」という。）に研修等に必要な経費を支援する。 (内 容) 受入経営体での受給研修生の指導に係る経費（6ヶ月以上2年以内）の助成
助成額	1.5千円/日人（受給研修生1名あたり最大2.5万円/月以内）
対象者	(1) 受給研修生の受入経営体で、次の要件を全て満たしている者 ア 新規就農者確保・育成アクションプランにおいて位置づけられた研修を行うこと。 イ 農業農村指導士、青年農業士（認定期間満了者含む）又は地方協議会が上記と同等の指導力があると認める個人（生産部会役員等であること。かつ、農業所得がおおむね250万円以上確保されている者（ただし、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の久慈地域には適用しない）若しくは法人（研修指導体制が確保されていること） ウ 別に実施される指導力向上研修を受講すること。
実施年度	H27～H31
3 新規就農者経営安定支援事業	
目的・内容	(目 的) 新規就農者等の営農の早期定着化を図るため、就農開始時等における農地の確保、農業機械・施設の導入等に必要な経費を支援する。 (内 容) 助成は1人1回限りとし、経営改善計画の実施に必要な経費のうち、次の事業メニューから自由に選択、組合せることができる。 〈事業メニュー〉 ①家賃 ②国内先進農家研修費 ③農地の賃料 ④農地の簡易な整備費 ⑤機械・施設の整備費 ⑥機械・施設のリース料 ⑦機械・施設の修理費 ⑧種苗等生産資材の購入費 ⑨加工・販売に要する経費 ⑩その他理事長が認めたもの
助成額	700千円以内/人（2/3以内）
対象者	(1) 認定就農者、認定新規就農者又は就農5年以内の認定農業者で、次の要件を全て満たすこと。 ア 申請時の年齢が55歳以下である者。 イ 過去に新規就農条件整備事業又は青年就農給付金（準備型・経営開始型）の給付を受けた者又は現在給付を受けている者を除く。 ウ 事業実施年度及び事業終了後3年間、経営実績報告書を地方協議会を経由し3月31日までに提出すること。
実施年度	H26～H29

4 地域経営資源継承支援事業

目的・内容	(目 的) 地域全体のサポートのもと、地域に賦存する経営資源を継承することにより、新規就農者の初期投資の負担軽減と営農の早期定着化を図る。
	(内 容) 中古の機械・施設等地域の経営資源の移設、修理（部品代を含む）及び取得経費を助成する。ただし、中古ハウスについては取得経費は除く。 ※1 助成対象とする機械・施設はトラクター、各種アタッチメント、暖房機、ハウス、果樹の支柱、電気牧柵、ミルカー等で、対象者欄のイに記載されていること、又は記載されることが確実なものであること。軽トラックなど汎用性の高い機械は対象としない。 ※2 価格（移設、修理、取得）は業者・農業協同組合等の見積価格とするなど妥当性を証明できるものとする。こと。 ※3 機械・施設等(中古ハウスは除く)の取得は、単価（税込み）が100千円／個以上のものとする。 ※4 中古ハウスの移設（解体、運搬、設置）に係わる工種全て又は一部の作業委託の経費を助成する。助成額は1a 当たり200千円を上限とする。移設設置するハウスの床面積は1a 以上とする。 ※5 修理は、新規の部品及びビニール代等も対象とする。 ※6 事業採択については、新規要望者を優先とする。
助成額	700千円以内/年人（2/3以内）
対象者	(1) 認定新規就農者又は就農5年以内の認定農業者で、次の要件を全て満たしていること。 ア 新規就農者確保・育成アクションプランにおいて位置づけられた取組であること。 イ 青年等就農計画若しくは経営改善計画に記載されている、又は記載されることが確実な事業内容であること。 ウ 青年就農給付金（準備型・経営開始型）の給付を受けた者又は現在給付を受けている者。 エ 事業実施年度及び事業終了後3年間、経営実績報告書を地方協議会を経由し3月31日までに提出すること。
実施年度	H27～H31

5 研究グループ活動事業

目的・内容	(目 的) 農業経営及び農家生活等の発展向上を図るため研究開発及び研究実践活動に取り組む農業青年グループを支援し、農業青年の創造性と研究実践意欲の高揚及び地域の活性化を図る。
	(内 容) 研究実践活動経費助成（最長3年間）
助成額	1グループ当たり100千円以内（2/3以内） ただし、沿岸広域振興局、県北広域振興局の久慈地域は10/10
対象者	(1) 農業青年研究活動グループ（以下「グループ」という。）とし、次の各要件を備えたグループでなければならない。 ア 青年農業者（45歳未満の農業に従事する者）2人以上を含む3人以上で構成されかつ農業または農家生活等の研究活動を推進する目的で組織されていること。 イ 研究内容は、農畜産物の生産技術の開発及び加工利用等地域に無い新しい技術の開発研究並びに農業及び生活に関する研究実証、新産地育成、むらづくり活動等地域農業の発展に資するグループ活動とする。 ウ 事業完了後には「農業青年活動実績発表会」等で活動内容等を報告すること。
実施年度	H26～H31 (ただし、事業採択はH29まで)

担い手育成基金助成事業の詳細については、下記までお問い合わせください。

- 各地方農業担い手育成推進協議会
(広域振興局農政（林）部、農業改良普及センター、市町村農政担当課等)
- 公益社団法人 岩手県農業公社 就農支援部
(電話：019-623-9390 FAX：019-623-9396)

岩手県農業公社 検索 

(平成27年12月作成)